

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年11月26日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 愛知県 |
| 3. 市区町村名 | 豊田市 |
| 4. 届出番号 | 1 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 57-2 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/todokede/service/1002831.html |

執行機関名 豊田市長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例(平成4年条例第26号)によるひとり親家庭等支援手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 37 | |
| ③番号法別表第2の項 | 57 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の市長の部3の項 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例(平成4年条例第26号)によるひとり親家庭等支援手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条 | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例(平成4年条例第26号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、ひとり親家庭等の福祉の理念に基づき、ひとり親家庭等支援手当を支給することにより、生活の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例(平成4年条例第26号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---------------|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例 第6条 |
| ②事務の内容 | 児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 | ひとり親家庭等支援手当の受給資格及び支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例 第3条第2号 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事 | 都道府県知事 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例 第4条第2項 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税に関する情報 | 道府県民税に関する情報 |
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ | 豊田市ひとり親家庭等支援手当支給条例 第3条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |